

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和七年十二月十六日から令和八年四月十六日までに奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

令和七年十二月十六日

奈良県知事 山 下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマイチGARDEN桜井

所在地 桜井市大字大福一〇四二番四ほか

二 変更のあつた事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ヤマイチGARDEN桜井

（変更後）ヤマイチGARDEN桜井

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社

住所 和歌山県和歌山市中之島一五一八番地 中之島八〇一ビル五階

代表者 代表取締役 山田 茂

（変更後）名称 ヤマイチエステート株式会社

住所 和歌山県和歌山市中之島一五一八番地 中之島八〇一ビル五階

代表者 代表取締役 山田 茂

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社松源

住所 和歌山県和歌山市田屋一三八番地

代表者 代表取締役 桑原 太郎

ほか未定三人者

（変更後）名称 株式会社松源

住所 和歌山県和歌山市田屋一三八番地

代表者 代表取締役 桑原 太郎

名称 株式会社西松屋チエーン

住所 兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一

代表者 代表取締役 大村 浩一

ほか未定二者

三 変更年月日

令和七年十一月二十七日ほか

四 届出年月日

令和七年十二月一日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和七年十二月十六日から令和八年四月十六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで